

## 定住促進対策事業実施要綱

平成28年3月1日

要綱第1号

### (趣旨)

第1条 この要綱（以下「要綱」という。）は、三島村（以下「村」という。）に移住し村で農業・水産業等の自立又は自営の目的をもって（生活）、村の活性化に寄与しようとする者を援助するための定住促進対策事業（以下「定住事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定住事業の対象者)

第2条 定住事業の対象者は、定住申込書（別記様式第1号）を受理した日（以下「基準日」という。）に世帯主の年齢が55歳以下である世帯に属し、自己負担による現地下見が可能である次の各号に規定するいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 世帯主もしくは、世帯主の配偶者が日本国籍を有する者、及びその家族
- (3) 永住者として日本において在留資格を有する者
- (4) 世帯主及びその配偶者がどちらも日本において永住者の在留資格を持つ夫婦、及びその家族

2 要綱の目的達成のために、村長が特に必要と認めた場合は、前項に掲げる者以外の者を対象者とすることができる。

### (申し込み及び審査)

第3条 要綱の適用を受けて移住しようとする者は、定住申込書（別記様式第1号）を村長に提出し定住対策本部の審査を受けなければならない。村長は、定住促進対策本部による書類審査、村長による面接、定住促進対策本部による面接をもって、移住承認の可否を決める。

2 書類審査に必要な書類は次の各号に規定する。

- (1) 定住申込書（別記様式第1号）
- (2) 世帯主の履歴書
- (3) 戸籍謄本
- (4) 最新の所得額証明
- (5) 事業計画書もしくは生活設計書
- (6) その他必要と認める書類

(移住承認)

第4条 前条の規定により要綱を適用することが適当であると認められたときは、移住承認書(別記様式第2号)により申込者に通知する。

(定住促進助成金及び支度金)

第5条 要綱の適用を受けて移住した世帯の代表者には、第1項に規定する定住促進助成金(以下「助成金」という。)及び第3項に規定する支度金及び第4項に規定する報償を支給する。

- (1) 1人世帯の場合 月額85,000円以内
  - (2) 2人世帯の場合(配偶者を含む) 月額100,000円以内
  - (3) 第1子については20,000円を第2子から1人につき10,000円を加算する。
  - (4) 前各号に定める以外は村長と別途協議する
- 2 経済情勢等の変動等により、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、これを改定することができる。
- 3 支度金としてフェリーみしまの各種運賃の合計もしくは100,000円のいずれか低い額を支給する。
- 4 1人世帯には報償として子牛1頭もしくは30万円を支給する。2人以上の世帯には報償として子牛1頭もしくは50万円を支給する。

(助成金等の交付申請)

第6条 助成金等の支給を受けようとする者は、定住促進助成金等交付申請書(別記様式第3号)に住民票謄本(三島村の住民となつたことを証明するもの)と誓約書(別記様式第4号)を添えて、村長に提出しなければならない。

(助成金等の交付決定)

第7条 前条の規定により助成金等の交付申請があつたときは、その内容の審査し、助成金等を交付することが適当であると認めたときは、助成金等の交付を決定し、定住促進助成金等決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知する。

(助成金等の支給期間等)

第8条 第5条第1項に規定する助成金の支給期間は、3カ年間を限度とし、同条第3項に規定する支度金と同条第4項に規定する報償の支給は1回限りとする。

- 2 この要綱を適用された世帯主が、移住と同時に村の職員等に採用された場合には、第5条第1項に規定する助成金は支給しないものとする。なお、同条第3項に規定する支度金は赴任旅費と読み替えて支給するものとする。

3 この要綱を適用された世帯主が、第8条第1項に規定する支給期間内に、村の職員等に採用された場合、採用された月から第5条第1項に規定する助成金の支給を停止するものとする。

(助成金等の支給方法)

第9条 助成金等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項に規定する助成金の第1回目の支給は、定住促進助成金等の決定通知を受けた月の翌月中に支給する。
- (2) 第5条第1項に規定する助成金の第2回目以降の支給は、当月分を毎月10日までに支給する。
- (3) 第5条第3項に規定する支度金及び第4項に規定する報償は定住促進助成金等の決定通知を受けた日から起算して1ヶ月以内に支給する。
- (5) 第4項に規定する報償の選択において牛を希望した者は、関係課との協議の上支給日を決定する。
- (6) 支給に当たっては、村税等の滞納が無いことを確認し、支給するものとする

(自営する事業等の指導等)

第10条 助成金等の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その実施する事業等に必要な技能等の習得について、村の指導を受けるものとする。

(定期報告)

第11条 受給者は、毎年6月末と12月末までに、事業の内容について定住中間報告書(別記様式第6号)により村長に報告しなければならない。報告を受けた村は、出張所長・地区長に報告書の確認を得たうえ、報告書を受理する。

2 受給者は、毎年6月末までに、最新の所得額証明書を村長に提出しなければならない。

(調査)

第12条 村長は、必要であると認めるときは村の職員をして、受給者の事業内容等について調査させることができる。

(要綱の違反項目)

第13条 前条に規定する調査等によって、受給者が、次の各号のいずれかに該当したとき、この要綱の趣旨に違反したと認める。

- (1) 受給者が、前条に規定する調査を受けないとき。
- (2) 受給者の言動から、村に定住する意思が無いと判断したとき。
- (3) 受給者が、村長、定住促進対策本部のいずれにも連絡せずに、2週間以上島外に滞

在したとき。

- (4) 受給者が、事業計画書もしくは生活設計書を、村長、定住促進対策本部のいずれにも相談無く大きく縮小したとき。
- (5) 受給者が、法令に違反する行為または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (6) 受給者が、故意に村に対して不利益な行為を行ったとき。
- (7) 受給者が、地域との親和性に欠けるとき。

(助成金等の支給停止と返還)

第14条 村長は、受給者が前条第1項各号に規定する違反をしたとき、次の各号のいずれかの処分を定住促進対策本部で協議して決定し、受給者に通知の上執行する。

- (1) 助成金の支給停止
- (2) 助成金の支給停止と助成金の一部返還
- (3) 助成金の支給停止と助成金の全部返還

(不服の申出)

第15条 村長は、受給者もしくは助成金を受けようとしている者から助成金の交付・支給停止・返還の決定について、その通知を受け取った日から30日以内に不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、定住促進対策本部でその正当性を協議し、処分を再決定し、その旨を、不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 定住促進助成金等支給要綱(平成2年4月1日要綱第6号)は廃止する。

附 則(平成14年要綱第2号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第1号)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第2号)

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則(平成26年告示第11号)

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則(平成28年訓令第1号)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(別記様式第1)

定住申込書

〒            ー

住所

氏名

生年月日 S・H    年    月    日

家族構成	続柄	氏名	年齢	備考

1 帰郷及び移住を希望する理由(具体的に記入し欄が不足するときは別紙とする。)

2 今後の生活設計又は、事業計画及び資金計画  
(5～10年間の生活設計又は、事業計画及び資金計画を別紙で添付すること。)

3 帰郷及び移住 (希望) 予定日          平成    年    月    日

上記のとおり、三島村に定住したいので関係書類を添えて申し込みします。

平成    年    月    日

署名

印

三島村定住対策本部長                      殿

※添付書類

・世帯主の履歴書、戸籍謄本、最新の所得額証明各1通、事業計画書もしくは生活設計書、その他必要と認める書類

(別記様式第2)

移住承認書

先に申し込みのあった本村への定住については、移住を承認することに決定したので、定住促進対策事業実施要綱第4条の規定により通知します。

なお、本村へ移住後は、住民票を添えて定住促進助成金等交付申請を提出して下さい。

また、移住の際は、関係機関及び関係者と綿密に打ち合わせを行って下さい。

平成 年 月 日

三島村長

住所

氏名 殿

(別記様式第3)

平成 年 月 日

三島村長 大山辰夫 殿

住所  
申請者  
氏名 印

定住促進助成金等交付申請書

下記のとおり、定住促進助成金等の支給を受けたいので、定住促進対策事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 住民となった日又は婚姻の日 平成 年 月 日

2 家族

続柄	氏名	年齢	備考
世帯主本人			

なお、貴村に定住するにあたっては、定住促進対策事業実施要綱の規定を遵守し、もし規定違反したときは、直ちに全額返還することを誓約します。

署 名 印

※添付書類 世帯全員の住民票の写し(三島村の住民となったことを証明するもの)

別記様式第 4

三島村長 殿

誓 約 書

私は、定住促進対策実施要綱の規定を遵守し、助成金交付対象者の自覚を持ち、自活自営の念を持って島に移住し、地域住民との関わりを大切にし、三島村の発展に貢献できるよう努力することを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該給付金を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際にはすでに給付を受けた給付金の一部または全部を保証人と連帯して返還することを誓約します。

平成 年 月 日

住 所：

[申請者]

氏 名： 印  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

住 所：

[連帯保証人]

氏 名： 印  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

- ※ 申請者・連帯保証人とも署名は自著すること。
- ※ 申請者・連帯保証人とも印鑑証明を添付すること。
- ※ 連帯保証人は、申請者と生計を一にする者以外の者で、返済能力のある者とする。
- ※ なお、同一の家屋に起居している場合は、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き「生計を一にする」とみなす。



(別記様式第5)

定住促進助成金等交付決定通知書

先に申請のあつた定住促進助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、定住促進対策事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 支給の期間 平成 年 月から3年間(平成 年 月まで)
- 2 助成金の額 月額 円(毎月10日払い)
- 3 報 償 円(決定通知のあつた日から1ヶ月以内)
- 4 支給の条件 定住促進対策事業実施要綱を遵守すること。(同要綱に違反した場合は、支給停止・返還等の処分を受けること。)
- 5 そ の 他
  - ・助成金、報償は貴指定口座へ振り込みいたします。
  - ・家族構成の変動に応じて助成金の増減を行うが、支給期間(平成 年月まで)の延長は行わない。

平成 年 月 日

住所

氏名

殿

三島村長

(別記様式第 6)

作成日 年 月 日

定住中間報告書

報告者 印

現住所

定住促進対策事業実施要綱の規定に基づき、家計の収支状況を含めた事業の進捗状況を以下のとおり提出します。

(1)事業計画書に沿った半年間の収支の内訳表（任意様式）

(2)新規事業計画書（任意様式）

(3)助成金交付終了後のための準備状況報告書（任意様式）

(4)所感（任意様式）

※添付書類 6月末の報告については、最新の所得額証明書を添付します。

地区長印	閲覧者印

※定住促進課に本報告書を提出する前に押さないでください。